

# Work-life balance

## ▶ 休暇制度

年次休暇	年20日あり、未使用日数は20日を限度に翌年度に繰り越すことができます。時間(15分)単位での取得も可能です。
夏季休暇	6月から9月までの間で、5日取得できます。
結婚休暇	入籍日または挙式日から半年の間に、連続した5日取得できます。
リフレッシュ休暇	勤続10年・15年・20年・25年の職員を対象に、決められた日数分の休暇を取得できます。
健康管理休暇	勤続30年・35年・40年の職員を対象に、決められた日数分の休暇を取得できます。

※他にも忌引休暇等があります。

## ▶ 出産・育児

出生サポート休暇	不妊症又は不育症の治療等のために、1年度につき5日を限度に取得できます。
妊婦検診休暇	妊娠中又は出産後1年以内に、健康診査を受ける場合に取得できます。
つわり休暇	つわりのため勤務することが困難である場合に、妊娠期間に5日を限度に取得できます。
通勤緩和休暇	通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に支障を与える場合に、1日1時間を限度に取得できます。
産前産後休暇	出産予定日8週間前から出産後8日目までの期間取得できます。
出産補助休暇 (男性のみ)	配偶者が出産のため医師の診察を受けた日及び入院した日以降1ヶ月以内の期間に3日を限度に取得できます。
育児参加休暇 (男性のみ)	出産予定日8週間前から出産後1年以内の期間に5日を限度に取得できます。
育児休業	子が3歳に達する日までの間、原則2回まで取得できます。
育児時間	生後満1歳に達しない生児を育てる場合は1日2時間を限度に、生後満1歳以上満3歳に達しない生児を育てる場合は1日1時間を限度に取得できます。
部分休業	小学校就学前の子を養育する場合に1日2時間を限度に取得できます。
子育て支援時間	小学校就学後から小学校3年生までの子を養育する場合に1日2時間を限度に取得できます。
子の看護等休暇	中学校卒業前の子の看護を行う場合、又はその子が在籍する学校等の行事に参加する場合に1年度につき5日(対象の子が2人以上の場合は10日)を限度に取得できます。

## ▶ 介護

短期介護休暇	1年度につき5日を限度に取得できます。
介護休暇	通算6月を限度に休暇を取得できます。
介護時間	3年の期間内、1日2時間を限度に休暇を取得できます。

## ▶ 休暇等取得状況 (令和5年度)

育休取得率

年休平均取得日数

男性職員  
53%

女性職員  
100%

14.6日/年